

低圧電気取扱の業務に係る特別教育

依頼型講習

■低圧電気取扱の業務に係る特別教育とは

低圧電気取扱の業務に係る特別教育は、労働安全衛生法に基づき、低圧の電気設備を扱う作業に従事する労働者に対し、必要な知識と技能を習得させるための教育です。教育内容には、低圧電気の基礎知識や関係法令、安全な作業手順、感電防止策、適切な保護具の使用方法が含まれます。この教育を修了することで、作業者が安全に低圧電気設備を取り扱い、感電や火災などの事故を未然に防ぐことを目的としています。

参考通達



引用元：厚労省通達

■講習時間

学科：7時間／実技：1時間

■この講習におすすめの業種

土木工事/建築工事/大工工事/左官工事/石工事業/
屋根工事/電気工事/鉄筋工事/解体工事

■受講人数について

最大47名

■開催様式

- ◆オンライン開催 可能
- ◆集合開催 可能

■お問合せ先

■費用について

お問合せ後、お見積させていただきます。



株式会社LiveAir
営業企画部 宛
support@live-air.jp